

元宗財第669号  
令和2年2月17日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様  
宗像市監査委員 吉田 剛 様

宗像市長 伊豆 美沙子  
( 経営企画部 財政課 )

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和2年2月7日付け元宗監第205号で通知のあった標記の件について、別紙  
のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（財政課）

定期監査実施日：平成31年2月5日

監査対象年度：平成30年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）一般貸付土地建物貸付収入に関する事蹟について 次の点について、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>ア 土地建物を按分して二者に貸付けているが、土地について、使用料算出に用いた面積と契約書的面積が一致していない。また、建物について、二者の契約書の合計面積と固定資産台帳の面積が一致していない。</p> <p>イ 宗像市行政財産使用料条例別表第1（第2条関係）において、土地及び建物の使用料について10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるよう定めているが、100円未満を四捨五入しているものが見受けられる。</p> <p>ウ 建物の使用料の減免について、普通財産貸付料減免申請書を徴していないものが見受けられる。</p> <p>エ 普通財産貸付料減免申請書の減免申請する理由欄の記入内容から、減免申請する理由が確認できないものが見受けられる。</p> <p>オ 離れている二箇所の土地の一部を同一の者に貸付ける場合の使用料の算定について、一箇所毎に面積から算定し合計するのではなく、二箇所の面積を合計して算定しているものが見受けられる。</p>	<p>（1）一般貸付土地建物貸付収入に関する事蹟について</p> <p>ア 使用料算出に用いた面積が正しく、契約書的面積の誤りを訂正しました。また、固定資産台帳の面積にも誤りがありましたので、平成31年度の更新の際に訂正しました。</p> <p>イ 宗像市行政財産使用料条例別表第1（第2条関係）に規定のとおり、10円未満の端数を切り捨て、処理を行いました。</p> <p>ウ 減免の対象となる相手から普通財産貸付料減免申請書を漏れの無いよう徴しました。</p> <p>エ 普通財産貸付料減免申請書の減免申請する理由欄の記入内容の確認漏れが無いようにしました。</p> <p>オ 離れている二箇所の土地の一部を同一の者に貸付ける場合の使用料の算定について、一箇所毎に申請書を提出させ、それぞれの面積から算定するようにしました。</p>

(2) ふるさと寄附事業費の印刷製本費に関する事蹟について

印刷製本費の契約において、宗像市契約事務規則第40条で定める予定価格の決定及び同規則第41条で定める見積書の徴取を行っていないものが複数見受けられるので、適正に事務処理されたい。

(3) ふるさと納税プロモーション支援業務委託に関する事蹟について

契約書第13条において、個人情報の取扱いについては、別途発注者受注者間で締結する「個人情報の取扱いに関する協定書」に従うものとするとしているが、協定書が見受けられないので、適正に事務処理されたい。

(2) ふるさと寄附事業費の印刷製本費に関する事蹟について

宗像市契約事務規則に基づき、予定価格の決定や見積書の徴取を行う等、適正に事務処理を行いました。

(3) ふるさと納税プロモーション支援業務委託に関する事蹟について

契約書に基づき、「個人情報の取扱いに関する協定書」を締結する等、適正に事務処理を行いました。